

## RoHS 指令附属書 III のカドミウムに関する 適用除外用途の改正案を WTO に通知



欧州委員会(EC)は 10 月 20 日、RoHS 指令附属書 III のエントリー39(a)として記載されているカドミウムに関する適用除外用途の改正案を世界貿易機関(WTO)に通知(G/TBT/N/EU/1022)しました。

今回の改正案は、以下の通りエントリー39(a)を置きかえるとともに、新たにエントリー39(b)を新設する内容となっています。

- 39(a):ディスプレイ照明用途のダウンシフトカドミウムベース半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイ画面面積で  $0.2 \mu\text{g Cd/mm}^2$  未満)、適用範囲 全てのカテゴリー、有効期限 官報公布の 18 カ月後
- 39(b):ディスプレイおよび投影用途のLED半導体チップ上に直接積層されるダウンシフト半導体ナノクリスタル量子ドットに含まれるカドミウム(発光 LED チップの面積で  $5 \mu\text{g Cd/mm}^2$  未満)でデバイスあたり最大 1mg、適用範囲 全てのカテゴリー、有効期限 2027 年 12 月 31 日

なお、この適用除外用途については、RoHS 指令の制限対象物質および適用除外用途申請の評価方法の見直しに関するプロジェクト(パック 15)の対象であり、パック 15 については、2021 年 3 月に調査最終報告書が公表され、さらに追加的な調査が 2022 年 9 月に実施されていました。

なお、今回公表された改正案は 2024 年 1 月に採択される予定となっています。

当社では、有害金属分析等において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2023 年 10 月 20 日付 世界貿易機関 TBT委員会 発表資料

無機分析箇所 竹下尚長

